

博士（臨床歯学）の学位論文作成要件について

1. 博士（臨床歯学）の学位論文の要件
 - 1) 審査機構が完備した学術雑誌に筆頭著者として掲載された原著論文、若しくは掲載予定の原著論文
 - 2) 単著としてまとめた学位論文
 - ・症例報告をテーシス形式にまとめた論文も対象論文として認める
2. 症例報告をテーシス形式にまとめた論文の条件
 - 1) 対象となる臨床報告について
 - ・特徴のある症例等（難易度の高い症例、極めて珍しい症例、予期せぬ合併症、予期せぬ展開をみた症例等）であること
 - ・新技術、新材料を用いた症例等であること
 - ・定説となっている術式の修正を試みた症例等であること
 - 2) 付帯条件
 - ・担当医としてかかわっていること
 - ・経時的予後評価を行っていること
 - ・臨床的な示唆、普遍的な法則が得られていること
 - ・必ずしもコントロール設定されていなくても構わない
 - 3) その他
 - ・症例報告数は1例でも可能とする
 - ・学会誌に掲載されていない（未公表の）症例報告も可能とする